

消費税インボイス制度への準備はすんでいますか？

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入控除額の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。この制度は、免税事業者を含めてすべての事業者が対象となる可能性があります。

導入後は、仕入控除対象となる事業所になる場合は、適格請求書発行事業者になる必要があります。

○適格請求書とは？

売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段で一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類する書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）をいいます。

記載事項は、①適格請求者発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目であることがわかるように） ④税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率 ⑤消費税額等

○適格請求書発行事業者登録制度とは？

- ・適格請求書を発行できるのは、適格請求者発行事業者に限られます。
- ・適格請求者発行事業者になるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。ただし、課税業者でなければ登録を受けることができません。

※適格請求者発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税業者にならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

※登録事業者の申請期間は、令和3年10月1日から令和5年3月31日までとなります。

詳しくは、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) でご確認ください。

電子帳簿保存法改正への対応セミナー開催

令和6年1月1日から、請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付又は受領した場合、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要となります。

商工会では、事業者の皆様向けに「ここだけはおさえおきたい インボイス制度セミナー」を下記の日程で開催いたします。

受講申込等の詳細は、同封のセミナー開催チラシをご覧ください。

開催日時：令和4年11月28日（月）14：00～16：00

開催場所：長南町商工会館

講師：石井 豊 税理士

小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

令和4年度の「持続化補助金」の第10回目の受付期間は12月9日（金）までとなります11回目は来年2月が予定されています。正確な締切日は発表されていませんが、発表があり次第、郵送にてご案内いたします。

第10回：2022年12月9日（金）

- ① 通常枠【補助率 2/3 50万円】
- ② 賃金上げ枠【補助率 2/3 200万円】
- ③ 卒業枠【補助率 2/3 200万円】
- ④ インボイス枠【補助率 2/3 100万円】

なお、「公募要領」・「申請様式」は、全国商工会連合会 (<https://www.shokokai.or.jp/>) に掲載されていますので、申請用件等ご確認ください。

電子帳簿保存法が改正されました

令和4年1月以降、電子取引データの保存方法が改正されました。

1. 令和4年1月から令和5年12月31日まで

保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしておくことが必要です。

2. 令和6年1月以降

保存要件に従った電子データの保存が必要となります。

※請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データの送付又は受領する場合には、そのデータを一定の要件を満たした形で保存（PDFやスクリーンショットなど）することが必要です。

※申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務があるすべての方が対応が必要となります。

○保存する電子データ

請求書・領収書・契約書・見積書など電子メールの本文・添付ファイルで情報のやり取りをした場合やWEB上で行った情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります。

※受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存が必要となります。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、

国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】でご確認ください。

千葉県最低賃金一覧表

千葉県労働局

みんなチェック！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時給額(円)	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	984	令和 4.10.1	千葉県内の事業場等すべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金の適用となります。
調味料製造業 (味を製造業を除く。)	984	令和 4.10.1	*製菓料製造業の特定最低賃金(983円)は、令和4年度は改正されなかったため、この額を上回る(千葉県最低賃金(984円))が適用されます。
鉄 鋼 業	1,023	令和 3.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 20歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 労働者個人が事業場の者として、当該事業場のもの (3) 労働者個人が事業場の者として従事する者 ※総務省が特定最低賃金額を、令和4年度改正の見込みで決定を要する予定です。
はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	984	令和 4.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(983円)は、令和4年度は改正されなかったため、この額を上回る(千葉県最低賃金(984円))が適用されます。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業 (電気・電気機械器具製造業、電気計測製造業及びこれらの産業において管理、補助的職務活動を行う事業場を除く。)	984 ※注②	令和 4.10.1	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) 以上に掲げる者 (4) 次に掲げる事業場において従事する者 イ 主として手作業による又は半手作業による小型電動工具、検出計が多数の小型電動機を駆動して行う作業の建設又は加工工業業のうち、建築、塗装、建築現場、木造住宅付、農付付、灰入れ、みね、型打ち等、じんめい、パワール、材料の運搬、運搬の業務 ロ 資料、製品の業務 ハ 手動による包装、包装の業務 ニ 輸送業務、荷物の整理、刷り等の業務 ホ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の特定最低賃金額は、令和4年度改正の見込みであり、今後要する予定です。
計量計・測定計、分析機器、試験機、計量機械等、理化分析機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同時計製造業、眼鏡製造業	984	令和 4.10.1	*計量計・測定計・分析機器・試験機・計量機械器具・理化分析機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同時計製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(983円)は、令和4年度は改正されなかったため、この額を上回る(千葉県最低賃金(984円))が適用されます。
各種商品小売業 ※注③	984	令和 4.10.1	*各種商品小売業(983円)は、令和4年度は改正されなかったため、この額を上回る(千葉県最低賃金(984円))が適用されます。
自動車(新車)小売業	984	令和 4.10.1	*自動車(新車)小売業(982円)は、令和4年度は改正されなかったため、この額を上回る(千葉県最低賃金(984円))が適用されます。

※注① はん用機械器具製造業→家庭用ロボット製造業、冷凍機、冷凍機製造業、その他のはん用機械器具製造業(他に分類されないはん用機械器具製造業を除く。)、及びこれらの産業に属する管理、補助的職務活動を行う事業場を除く
生産用機械器具製造業→建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用シボトルック製造業、船舶機械製造業のうち漁業用船舶製造業、生活用船舶製造業のうち漁船、前設機械製造業、その他の生産用機械器具製造業のうち金属用金型、閉鎖分圧、耐腐食製造業、非金属材料、同閉鎖分圧、耐腐食製造業、ロボットの製造業及びこれらの産業において管理、補助的職務活動を行う事業場を除く

※注② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(令和3年12月15日から1日あたり100円)が適用されていますが、令和4年10月1日付の最新の千葉県最低賃金の改正により特定最低賃金額を千葉県最低賃金額と同額とするため、同日以降は千葉県最低賃金の適用となります。なお特定最低賃金額は令和4年度改正の見込みであり、今後要する予定です。

※注③ 各種商品小売業→衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業場等。その事業場の種類上「衣」が主たる販売品であるが同類でない事業場

④ 賃金を上記最低賃金額と比較する場合は、精算手帳、家賃手帳、時給手帳、休日出勤手帳、深夜手帳、1か月を越える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)を除く(労働者に支払われる賃金(給与手帳など)は除外します)。

詳しくは、千葉県労働局賃金室 TEL043-221-2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



最低賃金特設サイト



労働基準監督署

令和4年度長南町地域応援券

令和4年度地域応援券が令和4年9月26日から令和5年1月31日まで実施されます。

現在の取扱店舗は88店舗となります。

取扱店舗は随時募集しておりますので、ご興味のある事業所は商工会までお問い合わせください。

特別店舗・地域店舗
共通券
町外に本店のある店舗 / 町内に本店のある店舗共通で利用できます。
¥500
有効期限 令和0年0月00日(●) (発行) 長南町 No. _____

地域店舗券
町内に本店のある店舗で利用できます。
¥500
有効期限 令和0年0月00日(●) (発行) 長南町 No. _____